

<出席停止に伴う手続きの流れ>（新型コロナウイルス・インフルエンザ以外）

- 1 医師の診察を受け、出席停止の診断・指示を受けたら、速やかに学校へ連絡し、診断された感染症名と出席停止の指示を受けたことを伝える。
- 2 以下のいずれかの方法で、「感染症による出席停止のお知らせ」を受け取る。
  - ① 学校に出向き、直接受け取る
  - ② 郵送またはファックスで受け取る
  - ③ 静岡北特別支援学校のホームページ【各種様式】からダウンロードする
- 3 医師から指示された出席停止期間は、自宅で静養する。  
出席停止の期間は、登校することができない。
- 4 出席停止期間が終わる際に、「感染症による出席停止のお知らせ」を持って医療機関を受診し、医師に登校許可証明欄に記入してもらう。
- 5 登校する日に用紙を持参し、学級担任に提出する。

<出席停止に伴う手続きの流れ>（新型コロナウイルス・インフルエンザ）

- 1 児童生徒が医療機関で新型コロナウイルスやインフルエンザの診断を受けた場合、又は「疑い」で受診する場合は、学校へ連絡する。その際、「発症0日」がいつか伝える。医療機関からの診断書や治癒証明書等の提出は必要ない。
- 2 保護者は、毎日2回（午前・午後）体温測定し、経過報告書に体温を記入する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の場合は、「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過」、インフルエンザの場合は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過」したら、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を持って登校し、学校に提出する。（再度受診の必要はない）

<出席停止期間の基準>

| 種 | 感染症名            | 出席停止の期間の基準（ただし疾病により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない） |
|---|-----------------|--|
| 1 | 第1種の感染症すべて      | 治癒するまで   |
| 2 | 新型コロナウイルス       | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで                  |
|   | インフルエンザ         | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで          |
|   | 百日咳             | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで          |
|   | 麻疹（はしか）         | 解熱した後3日を経過するまで                                   |
|   | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで      |
|   | 風しん             | 発しんが消失するまで                                       |
|   | 水痘（水疱瘡）         | すべての発疹が痂皮化するまで                                   |
|   | 咽頭結膜熱（プール熱）     | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                              |
|   | 結核              | 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで                          |
|   | 髄膜炎菌性髄膜炎        | 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで                          |
| 3 | 第3種の感染症すべて      | 症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで                          |